

(別記)

令和7年度境町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、水稻作を始め、小麦・大麦、大豆・そばの二毛作、子実用とうもろこしによる、土地利用型作物の担い手への集積が進んでいる。

また、野菜農家と畜産農家を中心に、転作作物に占める野菜及び飼料作物の作付面積が多くなっている。

行政による米の生産数量目標の配分が廃止となり、需給バランスを確保していくためには、他作物への作付転換を促進し、需要に応じた生産・販売を行い、水田農地の活用面積の維持を図っていく必要がある。

また、農業者の高齢化や後継者不足による農家戸数の減少により、不作付地の拡大が進行しているため、農地バンク制度等を利用した農地集積による農業者の規模拡大及び経営の安定化並びに法人化の推進を図る必要がある。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当地域は、関東平野のほぼ中心に位置し、平坦で肥沃、広大な大地の特性から、水稻及び畑作物の主要産地となっている。

また、野菜については、レタス、ねぎ、トマト、カリフラワーなどを中心に作付けがなされ、都心より50km圏内といった立地から都市近郊型農業を確立し、首都圏の野菜の一大供給基地としての役割も担っている。

当町では、大手コンビニチェーンやスーパーに販路を持つ日本最大大手の農業法人と長期的な連携を図っており、農作物の集出荷団体によるJ-GAP団体認証の取得を機に、更なる販路拡大や産地化を目指し、安定収入と所得向上を目指す。

また、農業者によっては、低コスト生産技術の導入等の独自の学習会開催も見受けられている状況となっており、協議会としても、そのような取組に対し支援を実施していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当地域は、農業者の高齢化や後継者不足により離農される方が目立ち、作付管理ができなくなった農地の多くは、経営面積で50haを超える農業法人や普通作農家（米、麦、大豆、そば）が引き受ける形で、地域の集積が進んでいる。

そういった状況により、当面は農地を水田のまま維持し続ける方向で調整を図る。

畑地化やブロックローテーションを含めた水田の有効利用については、地域計画の策定に伴い、土地改良区（地区単位）で担い手による座談会を開催し、将来的な話し合いを開始したところであり、今後、農地バンク制度等を活用しながら農地の集積を図っていく。

連作障害の改善や改良区の実費削減等を目的に、麦、大豆、子実用とうもろこしのブロックローテーション環境の構築を目指す。

また、畑作物を継続して生産している水田については、現地確認や地権者、耕作者等への聞き取りにより点検を行い、畑地化を進められる水田については支援事業等を活用した畑地化の取組を進める。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

安心・安全、品質向上、新たな販路の検討などによる、需要に応じた売れる米づくりへの取組を進め、高品質・良食味米の安定生産を図る。

また、関係機関の協力のもと、適期適正な施肥の徹底、低コスト・省力栽培の導入を図り、担い手の営農向上、経営安定化を進める。

なお、境町産コシヒカリを使用したパックライス取組や「にじのきらめき」を使用した外食チェーンへの展開など、独自の販路についても更に拡大を目指す。

(2) 備蓄米

国で確保している備蓄用として運用することにより、主食用としての地域への流通を抑え米価の安定を図る。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

販路として JA 等の集荷業者だけではなく、耕畜連携による地元畜産農家との連携を図ることにより需要先を確保し、更なる拡大を目指す。

また、一般品種から専用品種への転換を促し収量向上、定着を図る。

イ 米粉用米

米粉の利用拡大に向けての取組や食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図る。

ウ 新市場開拓用米

米の販路開拓として新規展開を図る中、多収品種での実証結果や作付過程の情報共有を密に新たな取組として更なる拡大と推進を図る。

エ WCS 用稲

産地交付金を活用しながら、自給粗飼料確保のため栽培面積の拡大を図る。

また、耕畜連携についても推進を図る。

オ 加工用米

主食用米以外の作付が困難な中小規模農業者を中心に、戦略作物助成を活用し、加工用米の生産数量を確保する。

(4) 麦、大豆、飼料作物、子実用とうもろこし

麦、大豆は、現行の排水良好水田においては、暗渠等により排水対策に取り組みながら、実需者に求められる麦、大豆の品質を確保するとともに、農地バンク等を活用し、担い手への農地集積による作業効率及び生産性向上を図る。また、小麦については、高品質なパン用小麦「ゆめかおり」への転換を図っていく。

飼料作物は、耕畜連携による地元畜産農家との連携の推進及び自家利用としての取組を推進することにより需要先を確保し、輸入飼料に依存しない飼料自給率向上につながる取組とする。

子実用とうもろこしは、労働生産性が高く、かつ輪作作物の生産性向上に繋がることから、水田高収益化推進計画に基づき、生産拡大に向け推進する。

また、収益力向上が期待できる二毛作についても推進を図る。

(5) そば

集荷業者や地域内外の実需者との契約に基づき、産地の取組として栽培面積を拡大する。

また、湿害対策や栽培技術の高位平準化を推進し、品質の向上を図り、所得の向上による経営安定を目指す。また、収益力向上が期待できる二毛作についても推進を図る。

(6) 地力増進作物

地力増進作物の作付けは、すき込みによる作土への有機物の供給とともに、より深い土層を改良する効果が期待できることから、次期作の収量の向上を目的に地力増進作物の推進を図る。

(推奨する具体的作物)

ソルガム、セスバニア、ヘアリーベッチ、クロタラリア、エンバク、クローバー、レンゲ、マリーゴールド、イタリアンライグラス、すきこみ麦

(7) 高収益作物

販売先も確立されており、作付を維持することも必要である観点から、野菜、花き、花木、果樹、雑穀、その他の高収益に該当する作物を高収益作物品目として推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位：ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	616.46		615.78		615.00	
備蓄米	-		-		-	
飼料用米	15.54		1.06		2.00	
米粉用米	-		-		-	
新市場開拓用米	10.08		8.98		10.00	
WCS用稲	9.07		9.07		10.00	
加工用米	2.23		1.07		2.00	
麦	114.67	14.13	108.09	14.13	110.00	10.00
大豆	10.32	9.54	11.72	9.54	10.00	10.00
飼料作物	38.82	10.93	38.24	10.46	43.00	13.00
・子実用とうもろこし	15.87	-	17.87	-	20.00	-
そば	69.59	33.02	79.01	38.76	82.00	42.00
なたね	-	-	-	-	-	-
地力増進作物	3.81		2.35		3.50	
高収益作物	141.19		140.47		145.30	
・野菜	136.88		136.08		140.00	
・花き・花木	2.66		2.74		3.50	
・果樹	0.27		0.27		0.30	
・その他の高収益作物	1.38		1.38		1.50	
その他						
・その他						
畑地化	8.68		8.68		10.00	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	そば	常陸秋そば生産性向上等の 取組への加算 （基幹作・二毛作）	常陸秋そば生産性向上等の 取組の面積	（令和6年度） 70 ha	（令和7年度） 71 ha
					（令和8年度） 72 ha
2	麦 大豆 飼料作物 そば	二毛作の取組	二毛作の取組面積	（令和6年度） 68 ha	（令和7年度） 72 ha
					（令和8年度） 75 ha
3	飼料用米 加工用米 米粉用米 WCS用稲 新市場開拓用米	新規需要米生産性向上等 の取組への加算	新規需要米生産性向上等 の取組の面積	（令和6年度） 37 ha	（令和7年度） 20 ha
					（令和8年度） 24 ha
4-1 4-2 4-3	高収益作物 （野菜・花き・果樹） （その他の高収益作物）	高収益作物への取組	高収益作物の取組面積	（令和6年度） 141 ha	（令和7年度） 140 ha
					（令和8年度） 145 ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：茨城県

協議会名：境町農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	常陸秋そば生産性向上等の取組への加算 (基幹作)	1	5,000	そば	別紙【整理番号1】「取組条件の詳細」のとおり
1	常陸秋そば生産性向上等の取組への加算 (二毛作)	2	5,000	そば	別紙【整理番号1】「取組条件の詳細」のとおり
2	二毛作助成	2	10,000	麦, 大豆, 飼料作物, そば	麦、大豆、飼料作物、そばの作付けに取り組むこと
3	新規需要米生産性向上等の取組への加算	1	3,000	飼料用米、加工用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米	別紙【整理番号3】「取組条件の詳細」のとおり
4-1	高収益作物への加算(野菜・花・豆類)	1	10,000	別紙【整理番号4】「産地交付金(地域設定)」のとおり	別紙【整理番号4】「産地交付金(地域設定)」のとおり
4-2	高収益作物への加算(果樹・茶)	1	7,000	別紙【整理番号4】「産地交付金(地域設定)」のとおり	別紙【整理番号4】「産地交付金(地域設定)」のとおり
4-3	高収益作物への加算 (れんこん・せり・クレソン)	1	3,000	別紙【整理番号4】「産地交付金(地域設定)」のとおり	別紙【整理番号4】「産地交付金(地域設定)」のとおり

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

取組条件の詳細

○取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。

○取組の具体的内容はすべて交付申請者が取り組むとする。

○助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。

常陸秋そばの生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件	具体的内容	確認書類
種子更新	常陸秋そばへの100%種子更新を行う。	・ 購入伝票
排水対策	本暗渠、弾丸暗渠、明渠、心土破碎等により、ほ場内の排水条件に応じて適切な排水対策を行う。	・ 作業日誌
		・ 施工写真
		・ 現地確認等
土壌改良	土壌診断を行い、その結果に基づき土壌改良を行う。 (pH5.5~6.0が基準)	・ 土壌診断結果
	※診断結果によっては、必ずしも土壌改良資材を投入する必要はない。	・ 作業日誌
概ね1.0ha以上の作付	1経営体が、販売権を有して作業を実施しているそばに係る水田・畑の合計作付面積が、概ね1.0ha以上。	・ 営農計画書
		・ 作業日誌
		・ 現地確認
		・ 農作業受委託
		契約書(写)
		・ 農地基本台帳等
組織的な取組	集落営農 代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・ 規約(写)
		・ 通帳(写)
	生産組合 農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・ 規約(写)
		・ 組合員名簿
人・農地プラン等に掲げられた担い手(農地の集積)	各地域における農業の担い手であり、かつ農地を集積していること。	・ 人・農地プランまたは地域計画 ・ 営農計画書

別紙【整理番号3】

飼料用米・加工用米・米粉用米・WCS用稲・新市場開拓用米の
生産性向上等への加算取組条件の詳細

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを交付対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
- 取組の具体的内容はすべて交付申請者が取り組むものとする。
- 助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。
- 飼料用米・加工用米・米粉用米・WCS用稲・新市場開拓用米の生産性向上等の取組として、次の1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件	具体的内容	確認書類等	
WCS用稲専用品種の導入 (WCS用稲として取り組む場合のみ)	(稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル及び飼料用イネの栽培と品種特性掲載品種) うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか、つきあやか	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、新規需要米取組計画書	
飼料用米専用品種の導入 (飼料用米として取り組む場合のみ)	(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領) あきいいな、いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり、知事特任品種(月の光、あきだわら、ちほみのり)	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、新規需要米取組計画書	
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60℃・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	高密度播種育苗	・1箱当たりの播種量を増やし(250~300g程度)移植時の使用箱数を削減する。	・作業日誌 ・育苗時写真
	プール育苗	・簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育てる。	・作業日誌 ・育苗時写真
	堆肥施用	・堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
	側条施肥	田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真
	育苗施肥	・窒素(および加里)の溶出量を調節できる水稻育苗箱全量施肥専用肥料(苗箱まかせ等)を使用し、専用肥省力・低コスト化を図る。 ・育苗箱に床土、水稻育苗箱全量施肥専用肥料の順に入れ、播種、覆土をする。	・作業日誌 ・購入伝票

取組条件		具体的内容	確認書類等
	低成分肥料施肥 (単肥配合を含む。)施肥	土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用する。この肥料には、農業者等が自ら単肥を配合したものも含む。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
	流し込み施肥	・追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	・作業日誌 ・購入伝票
コスト低減の取組	疎植栽培	・50株/坪以下(株間22cm以上)で田植えすること。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。 乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安 あきたこまち：出穂後30～35日、コシヒカリ：出穂後35～40日	・作業日誌
	不耕起田植技術	・耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	可変施肥機の利用	・収量の安定を図るため、生産ムラをなくすよう施肥量の増減を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	ドローン等の活用による施肥、農薬散布	・農業者自らがラジコンヘリやドローンの活用によって空中散布を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷 (自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行う。 ・自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行う。	・作業日誌 ・出荷伝票
	秋耕	・イネの収穫後に速やかに(10月末まで)耕起し、ヒコバエ(再生イネ)やイネ科雑草をすきこむ。	・作業日誌 ・作業写真
作業の効率化	連坦化	・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図
	共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用	・品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同乾燥調製施設を活用する。	・使用料の明細
	人・農地プランに掲げられた担い手(農地を集積していること)	・各地域における農業の担い手であること。ただし、農地を集積していること。	・人・農地プラン又は地域計画 ・営農計画書
組織的な取組	集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行う。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿
	共同計算の取組	・受領代理するための共同計算を行う地域の取組主体(生産者団体・集出荷団体等)の組合員であること。	・出荷契約書(写) ・組合員名簿
	高温耐性品種の導入	ふくまる、にじのきらめき、一番星(全3品種)	・出荷伝票 ・自家用趣旨の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票

水田活用の直接支払交付金 産地交付金(地域設定)

高収益作物助成 (高収益作物助成の交付対象作物及び交付単価)

※同一のほ場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。
二毛作で作付けされたものは除く。

※助成対象となる作物は、令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)に収穫販売した作物とする。

●野菜

- ・きのこ類、ハーブ類、山菜類を含む野菜全般(10,000円/10a)
- ・れんこん、せり、クレソン(3,000円/10a)

●花き・花木(10,000円/10a)

鉢物類、花壇用苗物、種苗類を含む、花き・花木全般

※令和7年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

※種苗類等を生産した農家自らが需要者として使用する場合は、販売伝票等の代わりに「その使用状況が分かる帳簿等」を備えておくことで助成対象とする。

●果樹(7,000円/10a)

苗木類を含む果樹全般

※助成対象期間は、新植については令和4年度から当該年度まで、改植及び品種の一挙更新を目的とした接ぎ木については令和5年度から当該年度までとする。

●その他

- ・小豆、落花生、いんげん、ごま(10,000円/10a)

※黒大豆(黒豆)は水田活用の直接支払交付金の対象(3.5万円/10a)となる。

- ・芝(10,000円/10a)

※令和7年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

- ・茶(7,000円/10a)